



NPO法人

食科協ニュースレター 第120号

目次

	頁
【食科協の活動状況】	
1. 2013年6月、7月の主な活動（先月報告以降）	関澤純 2
【行政情報】	
1. アルミニウムの摂取量調査の結果及び今後の対応	3
2. 「食品表示法」成立、公布	
3. 有毒植物（イヌサフラン）による食中毒予防の注意喚起	
4. 牛海綿状脳症（BSE）全頭検査の見直し	
5. 消費者庁、食品表示対策室を設置	
6. 厚生労働省等食品衛生行政関係主な人事異動	
7. 安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ国内流通	森田邦雄
8. 食品安全委員会提供情報	大神(東島)弘明
【消費者情報】	
1. 健康食品の機能性表示に消費者団体が反対を表明	森田満樹 22
【海外食品安全情報】	
1. 欧州食品安全機関(EFSA)報告 ready-to-eat foods のリステリア菌レベル	24
2. 食品中の硝酸塩および亜硝酸塩に関するよくある質問	伊藤澄夫
【食科協からのお知らせ】	
1. NPO法人食科協10周年記念誌の一部修正とお詫びについて	26
	大神(東島)弘明

平成25年7月19日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/>E-Mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】

1. 2013年6、7月の主な活動（先月報告以降）

6月13日 常任理事会を開催。

6月20日 定例理事会、総会、食科協創立10周年記念式典、記念講演会および記念パーティを開催。

平成25年度第1回理事会は委任状1名含み全員出席成立、平成24年度事業報告案及び決算報告案、平成25年度事業計画案及び予算案を了承、創立10周年記念事業と国際協力事業の説明を了承した。定例総会は正会員118名中、委任状を含め76名出席で成立し、前記案件すべてが議決また了承された。

創立10周年記念式典は会員23名を含む38名の参加のもと、厚生労働省滝本監視安全課長様より来賓祝辞、伊藤蓮太郎顧問より設立経過紹介、林会長「食科協に期待する」の講演があった。また全国製麺協同組合連合会様に永年のご支援への感謝状を贈呈、食科協のコミットメントが大神専務理事より紹介された。

記念講演会は、会員57名（正会員と賛助会員）を含む80名が出席し、食品安全委員会熊谷進委員長様より「わが国の食の安全の進歩と課題-食品安全委員会の役割」と題し講演をいただいた。記念パーティには、森口厚生労働省基準審査課長様のご出席もあり盛会となった。

7月 3日 食品安全委員会主催「食品健康影響評価の国際的動向と今後」の国際共同シンポジウムに関澤理事長、楨顧問、村松運営委委員ほか出席。

7月 5日 ILSI/HESI Workshop “Risk Assessment in the 21st Century”に関澤理事長が「リスク評価のイノベーションを目指して」パネル討論を行った。

7月10日 農水省子ども霞が関見学デーの準備打合せに北村常任理事が出席。

7月11日 運営委員会を開催。平成25年度第1回理事会、平成25年度総会、10周年記念式典、記念講演会、記念パーティの結果を評価、了承した。平成25年度公開講演会、勉強会等のテーマ等を検討。

7月16日 品川区・消費者庁共催放射能に関する講演会で、関澤理事長が「食品中の放射性物質による健康への影響のリスク」について講演。

7月19日 ニュースレター120号を発行。主な記事は、食科協の活動状況、行政情報（アルミニウムの摂取量調査の結果、食品表示法成立、BSE全頭検査の見直し、消費者庁、食品表示対策室を設置、食品安全委員会提供情報）、消費者情報（健康食品機能性表示に消費者

団体の反対表明)、海外食品安全情報(EFSAのready-to-eat foodsのリストeria菌レベル報告、食品中硝酸塩と亜硝酸塩に関するよくある質問)など。

7月23日 常任理事会を開催予定。平成25年度第4回運営委員会の報告、平成25年度公開講演会、勉強会のテーマ選定、そのほかについて審議予定。

活動報告の末筆になるが、10周年記念行事の準備と運営、招待参加者への礼状発送ほか、常任理事、理事、運営委員の皆様の熱心なご協力があり無事遂行できた。美しい装丁の10周年記念誌(全68頁)は、秋田、榎元、北村常任理事(50音順)の編集への献身的なご努力の賜物である。10周年記念式典ほかで祝辞を頂戴したご来賓、ご参加の会員、非会員の皆様に、深くお礼を申し上げる。当日表明した食科協コミットメントの実現に向け、新たな10年の歩みへのお力添えをお願いする次第である。

(関澤 純)

【行政情報】

1 アルミニウムの摂取量調査の結果及び今後の対応

6月21日開催された、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において「マーケットバスケット方式によるアルミニウムの摂取量調査の結果及び今後の対応について」が議題とされた。その中で「アルミニウムを含有する添加物への対応について」として次のように記載されている(概要)。

(1) 平成18年のJECFA1 (FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives ; FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)において、従来の暫定耐容週間摂取量(PTWI)

(I、7mg/kg 体重/週)以下の用量で生殖系及び神経発達に影響を与える可能性を示唆する知見があったことから、PTWIが1mg/kg 体重/週に引き下げられ、その後、第74回(平成23年)のJECFAにおいて、再度議論を行い、PTWIが2mg/kg 体重/週に変更された。

(2) 我が国においては、平成23年~24年度に加工食品及び生鮮食品由来のアルミニウムの摂取量について、マーケットバスケット調査を実施してきた。

その結果、加工食品及び未加工食品由来のアルミニウムの推定摂取量及びJECFAの評価結果(2mg/kg体重/週)を用いて算出した対PTWI比が最も大きかったのは、小児(1-6歳)で約43%であった。食品群ごとに算出したアルミニウムの推定摂取量は、2群「穀類」と6群「砂糖類、菓子類」の寄与が大きかった。

個人の喫食量データとマーケットバスケット調査の結果を用いて年齢層ごとのパーセンタイル値を算出したところ、学童（7-14歳）、青年（15-19歳）及び成人（20歳以上）では99パーセンタイル値でも対PTWI比は100%を超えなかったが、小児（1-6歳）の95パーセンタイル値以上でPTWI比は100%を超えていた。

（3）今後の対応（案）

今般のマーケットバスケット調査の結果について、一日摂取量の平均値はいずれの年代においても、JECFAが設定したPTWIを下回ったが、アルミニウムを含有する食品を多量に摂取する小児（1-6歳児）の推計では、95パーセンタイル値以上でPTWIを上回った。

PTWIを超過するおそれのあるのは上記の一部の場合のみであるが、①汚染物質では、多量摂取者も安全が確保できるよう基準値設定等を行っていること、②コーデックス委員会や諸外国においてもアルミニウムを含有する添加物の基準値の策定や見直しが進められていることを踏まえ、小児（1-6歳）のアルミニウムの摂取量への寄与が大きいと考えられるパン、菓子類への「硫酸アルミニウムカリウム（カリウムミョウバン）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウムミョウバン）の使用について、以下の対応を採ることとする。

- 1) 現状の使用実態を確認した上で、使用基準を検討する。なお、アルミニウムを含有する国際汎用添加物についても同様とする。
- 2) 関係業界においては、これまでも低減化に向けた取組みを行っているところであるが、使用基準の検討に先立ち、自主的な低減化の取組みを通知により依頼する。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000034tf3-att/2r98520000034tlv.pdf>

7月1日、厚生労働省は添加物部会の検討結果を踏まえ、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長名を持って各都道府県等衛生主管部（局）長宛「硫酸アルミニウムカリウム及び硫酸アルミニウムアンモニウムを含有する膨脹剤の使用量の低減について」通知した。この中で「これまでも業界団体において硫酸アルミニウムカリウム等、アルミニウムを含有する膨脹剤について、使用量の低減や代替品の使用等の取組みを実施されてきたと承知していますが、上記の趣旨を踏まえ、引き続き、その取組みを強化・推進していただくよう貴管下関係者に対する周知方よろしく願います」とし、パンおよび菓子類に対する指導が示された。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/dl/130701-02.pdf

また、同日、日本食品添加物協会長、全日本菓子協会長、一般社団法人日本パン工業会会長理事等に要請文書が出されている。

2 「食品表示法」成立、公布

6月21日、食品表示法が参議院で可決成立した。すでに衆議院の審議が終了しており、6月28日法律70号として公布された。

衆議院の審議において、同法第4条第1項に規定する表示の基準を定める事項について、アレルギー（食物アレルギーの原因となる物質をいう。）が追加され、また、附則第19条の5年後の検討が3年後の検討に改められた。参議院においてもその修正案で可決された。

更に、衆議院及び参議院の付帯決議において「栄養表示義務化に伴う表示基準の見直しを始め、加工食品の原料原産地表示の在り方、中食・外食へのアレルギー表示の在り方、食品添加物表示の在り方など表示基準の見直しについては、本法成立後速やかにその検討のための機関を設置し、検討に着手すること。」等が記載されている。衆議院付帯決議

http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/shohishaB9224EC71EB1576D49257B7A0028B5CC.htm

参議院付帯決議

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f421_061901.pdf

食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もつて一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、健康増進法（平成14年法律第103号）及び農材物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）による措置と相まつて、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「食品とは、全ての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除き、食品衛生法第4条第2項に規定する添加物（第4条第1項第1号及び第11条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

2 この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類をいう。

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 食品の製造加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）

二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

（基本理念）

第3条 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条第1項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。

2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。

第2章 食品表示基準

（食品表示基準の策定等）

第4条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第6条第8項及び第11条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第6条第8項及び第11条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かななければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、国民の健康の保護又は増進が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

- 4 農林水産大臣は、第1項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る食品（酒類を除く。）の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の生産の振興が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。
- 5 財務大臣は、第1項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る酒類の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該酒類の生産の振興が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。
- 6 第2項から前項までの規定は、第1項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準（以下「食品表示基準」という。）の変更について準用する。

（食品表示基準の遵守）

第5条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

第3章 不適正な表示に対する措置

（指示等）

第6条 食品表示基準に定められた第4条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

- 2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示（第1号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

- 3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣（内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又

は内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

- 4 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第一号に掲げる大臣にあっては、同項の内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 財務大臣

二 財務大臣 内閣総理大臣

- 5 内閣総理大臣は、第1項又は第3項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 6 農林水産大臣は、第1項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

- 7 財務大臣は、第3項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、第5項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

- 8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(公表)

第7条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必

- 要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。
- 2 農林水産大臣は、第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
 - 3 財務大臣は、第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
 - 4 前3項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 - 6 第1項の規定による収去は、食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員に行わせるものとする。
 - 7 内閣総理大臣は、第1項の規定により収去した食品の試験に関する事務については食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関に、当該事務のうち食品の栄養成分の量又は熱量に係るものについては独立行政法人国立健康・栄養研究所にそれぞれ委託することができる。
 - 8 内閣総理大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を、販売の用に供する食品（酒類を除く。）に関する表示の適正を確保するために行われた場合にあつては農林水産大臣に、販売の用に供する酒類に関する

表示の適正を確保するために行われた場合にあつては財務大臣に通知するものとする。

- 9 農林水産大臣又は財務大臣は、第2項又は第3項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

(センターによる立入検査等)

第9条 農水産大臣は、前条第2項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせるときは、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

- 3 センターは、前項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査又は質問を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 4 農林水産大臣は、第1項の規定による立入検査又は質問について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

- 5 第1項の規定による立入検査又は質問については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第10条 農林水産大臣は、前条第1項の規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第4章 差止請求及び申出

(適格消費者団体の差止請求権)

第11条 消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第4項に規定する適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品の名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実と相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実と相違する表示を行つた旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

(内閣総理大臣等に対する申出)

第12条 何人も、販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣（当該食品に関する表示が適正でないことが第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合にあつては、内閣総理大臣）に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 何人も、販売の用に供する酒類に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・財務省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は財務大臣（当該酒類に関する表示が適正でないことが第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合にあつては、内閣総理大臣）に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

3 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前2項の規定による申出があつた場合には、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第4条又は第6条の規定による措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第5章 雑則

(内閣総理大臣への資料提供等)

第13条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣又は財務大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(不当景品類及び不当表示防止法の適用)

第14条 この法律の規定は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の適用を排除するものと解してはならない。

(権限の委任等)

第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

5 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5

条第1項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

（再審査請求）

第16条 前条第5項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がした処分（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

第6章 罰則

第17条 第6条第8項の規定による命令に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第18条 第6条第8項の内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す。

第19条 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地（原材料の原産地を含む。）について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

第20条 第6条第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第8条第1項の規定による収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第22条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第17条 3億円以下の罰金刑

二 第18条から第20条まで 1億円以下の罰金刑

三 前条 同条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用があるときは、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第23条 第10条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をしたセンター

の役員は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第18条の規定については、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第4条の規定の例により、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めることができる。

2 前項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準は、この法律の施行の日において第4条第1項の規定により定められたものとみなす。

(地方自治法の一部改正)

第3条 略

(食品衛生法の一部改正)

第4条 食品衛生法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「食品、添加物、」及び「販売の用に供する食品若しくは添加物又は」を削り、「規格若しくは」を「規格又は」に、「器具若しくは」を「器具又は」に改め、同条第二項中「食品、添加物、」を削り、同条に次の一項を加える。

販売の用に供する食品及び添加物に関する表示の基準については、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）で定めるところによる。

第二十一条中「第十九条第一項」を「食品表示法第四条第一項」に改める。

第六十五条の二第三項中「第十一条第一項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は」を削り、「第三項において準用する場合を含む。」の下に「又は第六十二条第一項若しくは第二項において準用する第十一条第一項」を加える。

(工業標準化法の一部改正)

第5条 略

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第6条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第一百七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化等に関する法律

目次中「品質表示等」を「飲食料品以外の農林物資の品質表示等」に、「第二十三条の三を「第二十四条」に改める。

第一条中「ともに、」の下に「飲食料品以外の」を加え、「行なわせることによつて」を「行わせることによつて、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）によ

る措置と相まつて、」に改める。

第七条第三項中「第十九条の十三第一項に規定する」を削り、「同条第三項」を「第十九条の十三第一項」に、「を定めない」を「（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法についての基準を除く。）を定めない」に改め、同項ただし書中「同条第一項から第三項まで」を「食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準において定められた事項及び第十九条の十三第一項」に改める。

第十五条第一項、第十八条第一項第四号及び第九号並びに第十九条の四中「若しくは容器」を「、容器若しくは送り状」に改める。

第十九条の九第二項第五号中「必要な報告」の下に「又は帳簿、書類その他の物件の提出を、「その報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「虚偽の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、同項第六号中「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査を」を「検査をさせ、又は登録外国認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問を」に、「又は忌避された」を「若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされた」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

第十九条の十三中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第五項とする。

第十九条の十三の二中「から第三項まで」を削り、「従い、」の下に「飲食料品以外の」を加える。

第十九条の十四第一項を削り、同条第二項中「第十九条の十三第三項」を「第十九条の十三第一項」に改め、「農林水産大臣」の下に「（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「指示を」を「指示（第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係るものを除く。）を」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十条の見出しを「（立入検査等）」に改め、同条第一項中「に対し」を「若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「登録認定機関の」を「これらの者の」に、「倉庫」を「倉庫その他の場所」に、「検査させる」を「検査さ

せ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「若しくは指定農林物資の」を「指定農林物資の」に、「に対し、その格付」を「若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「から第三項まで」を削り、「に対し」を「若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第四項及び第五項中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十条の二の見出し中「立入検査」を「立入検査等」に改め、同条第一項中「登録認定機関」の下に「又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者」を加え、「倉庫」を「倉庫その他の場所」に、「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「又は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「立入検査」の下に「又は質問」を加え、「又は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十条の三中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「農林物資」を「飲食料品以外の農林物資」に改める。

第二十三条の二を削る。

第二十四条第八号中「第十九条の十四第四項」を「第十九条の十四第三項」に改める。

第二十七条第四号を次のように改める。

四 第二十条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第二十条の二第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十八条第五号を削る。

第二十九条第一項第一号中「第二十三条の二又は」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第7条 略

(独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正)

第8条 略

(独立行政法人水産農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第九条 略

(消費者契約法の一部改正)

第10条 略

(健康増進法の一部改正)

第11条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に、「特別用途表示、栄養表示基準等」を「特別用途表示等」に改める。

第三章中第十六条の次に次の一条を加える。

(食事摂取基準)

第十六条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（以下この条において「食事摂取基準」という。）を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することがましい熱量に関する事項

二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項

イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 特別用途表示等

第三十条の二から第三十二条までを削り、第三十二条の二を第三十一条とする。

第三十二条の三第三項中「、第二十九条第一項」を「及び第二十九条第一項」に改め、「及び販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの」を削り、同条を第三十二条とする。

第三十三条中「、第三十二条第三項」を削る。

第三十四条中「及び第三十二条第三項」を削る。

第三十六条の二中「第三十二条の三第二項」を「第三十二条第二項」に改める。

第三十七条第一号中「又は第三十二条第二項」を削る。

第三十八条第二号中「及び第三十二条第三項」を削る。

(公益通報者保護法の一部改正)

第 12 条 略

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の一部改正)

第 13 条 略

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第 14 条 略

(農林水産省設置法の一部改正)

第 15 条 略

(経過措置)

第 16 条 この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、附則第 6 条の規定による改正前の物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律又は附則第 11 条の規定による改正前の健康増進法の規定によつてした処分その他の行為であつて、この法律に相当の規定があるものは、当該規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第 17 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 18 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 19 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 有毒植物（イヌサフラン）による食中毒予防の注意喚起

6 月 27 日、厚生労働省は医薬食品局食品安全部企画情報課長及び監視安全課長名で各都道府県等衛生主管部（局）長宛に「有毒植物による食中毒予防の注意喚起について」通知した。その内容は次の通り。

「本年 6 月、イヌサフランを誤食したことによる食中毒が 2 件発生しており、これまでイヌサフランによる食中毒では死亡事例もあることから、引き続き、厚生労働省ホームページの自然毒のリスクプロファイル等を活用するなどにより、消費者及び関係事業者に対して、より一層の情報提供及び注意喚起を実施されるようお願いいたします。」

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130627_1.pdf

(参考) 厚生労働省ホームページ 自然毒のリスクプロファイル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/poison/>

4 牛海綿状脳症（BSE）全頭検査の見直し

6月28日、厚生労働省は国内のBSE検査について、「先般、検査対象月齢を48か月齢超に引き上げる省令改正が行われ、7月1日に施行されること及び国産牛肉の安全性が国内外で確認されていることを踏まえ、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう、国としても調整を行ってきた。

今般、地方自治体に聞き取り調査行ったところ、BSE検査を行っている全地方自治体において、7月1日から、全頭検査を見直すことが確認された。」旨記者発表した。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035ncq.html>

5 消費者庁、食品表示対策室を設置

消費者庁組織令の一部を改正する政令が公布され、7月1日から、食品表示に係る執行事務を一元的に担う新しい体制として、食品表示対策室が設けられた。

この食品表示対策室は、食品表示対策室長以下約10名の職員によって構成され、表示対策課内に設置された。

この対策室は、今後食品等の表示に関して、景品表示法、食品衛生法、JAS法、健康増進法等に基づく調査や改善指示、命令等の執行に関する事務を一元的に担うことになる。

また、食品表示課は、7月1日から食品表示企画課と名称を改め、食品表示に関する法執行以外の制度設計、企画立案の業務を担う。

消費者庁の組織

http://www.caa.go.jp/soshiki/pdf/130704_organization.pdf

6 厚生労働省等食品衛生行政関係主な人事異動

7月2日付

・医薬食品局食品安全部基準審査課長 長谷部和久（医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長）（森口 裕前課長は医薬食品局安全対策課長に異動）

・医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 三木 朗（医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室長）（道野英司前室長は農林水産省消費・安全局消費者情報官に転出）

・医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室長、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長併任 西村佳也（成田空港検疫所食品監視課長）

・食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長補佐 今川正紀（消費者庁食品表示課課長補佐（食品衛生担当））

・消費者庁食品表示課課長補佐（食品衛生担当） 岩城 誠（東京検疫所川崎検疫所支所食品監視課長）

7月8日付

・医薬食品局食品安全部監視安全課食品監視分析官（専門スタッフ職） 加地祥文（小樽検疫所長）

7 安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ国内流通

7月9日、医薬食品局食品安全部監視安全課は、安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤの国内流通事案について記者発表した。その内容は次の通り。

「今般、国立医薬品食品衛生研究所による調査の結果、タイ産乾燥パパイヤから、わが国で安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤが検出されたとの報告がありました。

当該品の加工者を管轄する広島県福山市等が調査した結果、別の輸入者によりペットフード用として輸入された乾燥パパイヤを、当該加工者が食用として販売していたことが分かりました。

厚生労働省は、本日付けで各地方自治体及び検疫所に当該遺伝子組換えパパイヤの検査法を通知するとともに、本日よりタイ産パパイヤの輸入時におけるモニタリング検査を開始しました。

また、福山市においては、当該加工者に対し回収命令を行いました。」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000036bx5.html>

（森田邦雄）

8 食品安全委員会提供情報

食品安全委員会（以下「委員会」という）が提供している行政情報に関して、毎週開催されている会議の主な検討事項、報告事項を整理し、またこの内容において食品安全問題として関心を持ってもらいたい情報等を抜粋、要約致しました。

会員の情報としてお役に立てば幸いです。

また、提供情報において（ ）内の数字は、委員会の検討事項等の番号をそのまま掲載しました。）

今回は、平成25年6月の委員会の開催内容及び提供情報を掲載致します。

●第476回 食品安全委員会（2013（平成25）年6月3日）

（主な検討・報告内容の概略）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見・食品健康影響評価について

- ・農薬「メビンホス」
- ・動物用医薬品（略）

(2) 食品安全関係情報（5月2日～5月17日収集分）について

(3) その他

（添付資料ファイル:主な資料のみ掲載）

[資料2-2：食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報 \[PDF\]](#) (H25.6.3)

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○微生物・プリオン・自然毒

欧州食品安全機関（EFSA）及び欧州疾病予防管理センター（ECDC）、ヒト、動物及び食品由来の人獣共通感染性細菌及び指標細菌の薬剤耐性に関する 2011 年欧州連合（EU）総括報告書を公表

公表日：2013 年 5 月 16 日 情報源：欧州食品安全機関（EFSA）

欧州食品安全機関（EFSA）及び欧州疾病予防管理センター（ECDC）は 5 月 16 日、ヒト、動物及び食品由来の人獣共通感染性細菌及び指標細菌の薬剤耐性に関する 2011 年欧州連合（EU）総括報告書を公表した。報告書の概要は以下のとおり。

EFSA 及び ECDC は共同で、EU 加盟の 26 か国から提出された 2011 年の人獣共通感染性細菌及び指標細菌の薬剤耐性に関するデータの分析を行った。

1. シプロフロキサシン耐性

動物及び食品から分離されたサルモネラ属菌、カンピロバクター及び指標大腸菌において、高い割合でシプロフロキサシン耐性が見られたことが依然として懸念される。

（以下略）

2. セフトキシム耐性

生きた鶏、生きた七面鳥、生きた豚、生きた牛及び鶏肉由来のサルモネラ属菌分離株においては、第三世代セファロスポリンであるセフトキシムへの耐性は、極めて低いレベルであった（出現率：0～3%）。（以下略）

3. エリスロマイシン耐性

生きた鶏、生きた豚及び家きん肉由来のカンピロバクター分離株において、エリスロマイシン耐性が確認された（出現率：2～25%）。

4. 多剤耐性（略）

（以下略）

[本情報等詳細情報及び他の情報は、食品安全委員会の食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>) でご確認ください。]

●第477回 食品安全委員会（2013（平成25）年6月10日）

（主な検討・報告内容の概略）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管

理機関からの説明について

- ・化学物質・汚染物質 1 案件（厚生労働省からの説明）（略）

(2)、(3)（略）

（添付資料ファイル:主な資料のみ掲載）（略）

●第478回 食品安全委員会（2013（平成25）年6月17日）

（主な検討・報告内容の概略）

(1) 国際獣疫事務局 (OIE) による「無視できる BSE リスク」の国のステータス認定について

（農林水産省からの報告）（略）

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬28品目（[1]～[6]、[8]及び[11]～[27]はポジティブリスト制度関連）
[1]2,4-D、[2]アゾキシストロビン、[3]グルホシネート、[4]クロルフェナピル、[5]シアゾファミド、[6]ビフェントリン、[7]ピフルブミド、[8]フェンピロキシメート、[9]プロチオコナゾール、[10]マンジプロパミド、[11]ミルベメクチン、[12]メタアルデヒド、[13]ルフェヌロン、[14]エトフェンプロックス、[15]ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート、[16]アラニカルブ、[17]イマザキン、[18]クロルプロファム、[19]クロルメコート、[20]ジウロン、[21]シプロコナゾール、[22]ジベレリン、[23]ジメトエート、[24]パラコート、[25]フルキンコナゾール、[26]プロクロラズ、[27]プロチオホス、[28]プロマシル（厚生労働省説明）

- ・農薬6品目（全てポジティブリスト制度関連）

[1]γ-BHC、[2]アルドリリン及びディルドリン、[3]クロルプロファム、[4]ジメトエート、[5]パラコート、[6]メチダチオン（農林水産省説明）

- ・化学物質・汚染物質 1 案件

清涼飲料水の規格基準の改正について（硫化物）（厚生労働省からの追加説明）

- ・遺伝子組換え食品等3品目（諮問）（略）

(3) 添加物専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「ひまわりレシチン」（略）

(4) 農薬専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「アセトクロール」、・「メトコナゾール」、・「ヘプタクロル」（略）

(5) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「フェンバレレート」（略）

(6) 動物用医薬品専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「プロペタンホス」、・「イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球

- 菌症・類結節症混合（多糖アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研,,マリナ-4”）
（略）
- （7）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見・食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「チアムリン」（略）
- （8）平成22年度「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補」に係るファクトシートの作成について（報告）
- ・調理器具に用いられているシリコーン、クロム（略）
- （9）（略）
- （添付資料ファイル:主な資料のみ掲載）（略）

●第479回 食品安全委員会（2013（平成25）年6月24日）

（主な検討・報告内容の概略）

- （1）平成24年食中毒発生状況の概要について（厚生労働省報告）
- （2）添加物専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「グルタミルバリルグリシン」
- （3）肥料・飼料等専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「モランテル」
- （4）、（5）、（6）（略）
- （添付資料ファイル:主な資料のみ掲載）（略）

[資料1：平成24年食中毒発生状況の概要について（略）](#)

（以下略）

（大神(東島)弘明)

【消費者情報】

1. 健康食品の機能性表示に消費者団体が反対を表明

先月6月5日、規制改革会議が「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」をまとめ、その中に「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」が盛り込まれた。答申には「いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する」として、その方向性について「米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科

学的根拠の下に機能性を表示できるもの」とされた。消費者庁としてはこれらの提言に沿う形で、今年度に検討を開始し、来年度中に結論・措置するとの方針を示している。

規制改革会議の内容に対して、約 50 の消費者組織で構成された「全国消費者団体連絡会」（全国消団連）は反対する意見書を 2013 年 7 月 3 日 総理大臣、官房長官、規制改革担当大臣、消費者担当大臣、消費者庁長官宛に提出した。内容は次のとおり。

科学的根拠の不十分な「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」に反対します

本年 6 月、規制改革会議から「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」を求める答申が出され、続いて、政府の日本再興戦略にも「食の有する健康増進機能の活用」として「いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する」ことが書き込まれました。

機能性を表示して販売するのであれば、その科学的根拠が十分なものでなくてはならず、根拠の議論を置き去りにして表示の検討だけを進めていくとすれば、それは拙速であると言わざるを得ません。科学的根拠をどのような方法によって確認するのかといった検討に立ち返るべきと考えます。

また、規制改革会議の答申は「国ではなく企業が科学的根拠を評価した上で、企業の責任において表示する」ことを認めるように求めています。しかし、科学的評価には個社の研究データだけでは不十分であり、幅広く研究データを集めたメタアナリシスによる評価が不可欠と考えます。

「いわゆる健康食品」の表示のあり方については、これまでも消費者庁の「健康食品の表示に関する検討会」で 2010 年 8 月に論点整理が行われ、その後、検討に当たった基礎調査として、2011 年度に消費者庁で「食品の機能性評価モデル事業」が実施されました。モデル事業では、機能性があるとされている成分の中から 11 成分について、文献等を用いて食品成分の機能性評価を行う場合の主な課題が抽出されましたが、利益相反の問題や出版バイアスの問題などが指摘され、「健康強調表示制度を検討する際に考慮すべき課題は多い」と総括されています。

規制改革会議は現行制度の「使い勝手の悪さ」を問題視し、より簡易に機能性表示を可能とする仕組みの整備を求めています。しかし、既存の制度に加えて考え方の異なる仕組みが並行することになれば消費者にとっては大変分かり難く、さらに、科学

的根拠が不確かなものに表示を許せば市場は混乱し、消費者被害を拡大することになります。政府においては、科学的根拠をもった表示制度という観点から政策検討をすすめるべきであり、むしろ、根拠も不十分なままに体験談等による“健康増進に寄与するかなのようなイメージ”だけで流通している「いわゆる健康食品」についての規制の強化を求めたいと思います。

以上

意見書

<http://www.shodanren.gr.jp/database/268.htm>

規制改革会議は「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」

http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS0500N_V00C13A6MM0000/

「規制改革に関する答申」

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/committee/130605/item3.pdf>

「規制改革会議 健康・医療ワーキング・グループ報告」

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/130605/item2.pdf>

(森田満樹)

【海外食品安全情報】

1. 欧州食品安全機関(EFSA) 報告 ready-to-eat foods のリステリア菌レベル

EFSA reports on *Listeria* levels in certain ready-to-eat foods

Press Release

27 June 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130627.htm>

6月27日、欧州食品安全機関は ready-to-eat foods (魚、コールドミート類、ソフトチーズ) のリステリア菌 (*Listeria monocytogenes*) に関する EU (欧州連合) 全体での最初の調査結果を報告した。今回の調査では、食品安全基準を超える食品サンプルの割合は低かった。但し、これらの食品とリステリア感染症 (リステリア症) が人間の健康に深刻な影響を与えることを考えると、全体的な食品中の細菌の存在の可能性について警戒することは正しい。EU 法は食品等事業者に対して、リステリア症を防ぐための製造基準、適切な食品衛生プログラム及びフードチェーンを通じた効果的な温度管理に従う必要性も含めた、特別なルールを制定します。専門家はこれら

の対策の重要性だけでなく、家庭では、冷蔵庫での低温を保った適切な保管を強調しました。

リステリア症の発生はまれですが、高い入院の割合や高死亡率を伴います。EU では 2011 年 1470 症例について 12.7 % の死亡率が報告されました。リステリア症は *Listeria monocytogenes* に汚染された魚、コールドミート類を食べて発症します。Ready-to-eat foods は消費期限が長く、追加調理せず消費されるため、細菌の成長を促し、しばしばリステリア症の原因となります。

リステリア症の症状は軽度のインフルエンザ様の症状、吐き気、嘔吐、下痢、髄膜炎、などであり、高齢者、妊婦、新生児、免疫力の弱い人がかかりやすいです。

EFSA は、スーパーマーケットや小売店から集めたサンプルの内、魚で 10.3%、肉で 2.1 % チーズで 0.5% から *Listeria monocytogenes* を検出しました。しかし、EU での食品安全基準 (100 個/g) を超えたものは、魚で 1.7%、肉で 0.4%、チーズで 0.06% だったと報告しました。

2. 食品中の硝酸塩および亜硝酸塩に関するよくある質問

Frequently Asked Questions on nitrate and nitrite in food

FAQ by the BfR of 11 June 2013

http://www.bfr.bund.de/en/frequently_asked_questions_on_nitrate_and_nitrite_in_food-187207.html#top

2013 年 6 月 11 日の BfR よくあるご質問

6 月 11 日ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : the Federal Institute for Risk) は食品中の硝酸塩及び亜硝酸塩に関する Q アンド A を報じました。

レタス及びルッコラ、ほうれん草、コールラビ、ビート、大根などの野菜類は高濃度の硝酸類を含有する可能性があります。亜硝酸は野菜中の硝酸や不適切な保管、不正確な輸送や標準的な衛生規則を守らなかった野菜類からも生成されます。硝酸や亜硝酸とアミンや自然に生成されるアミド類により N-ニトロソ化合物が生成することがあります。N-ニトロソ化合物のほとんどが動物実験での発ガン性が証明されています。ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR) は、食品を介しての硝酸塩および亜硝酸塩の摂取量を減らすべきであり、それは、食品の選択の他に、適切な栽培及び収穫方法で達成できます。野菜の豊富な利点はわずかに増加する硝酸塩及び亜硝酸塩によって引き起こされる可能性のあるリスクを上回り、消費者は野菜の消費量制限をするのではなく、様々な野菜を食べる必要があると報告しました。

BfR は食品中の硝酸及び亜硝酸に関わる質問を掲載した。

【よくある質問】

- ・ 硝酸塩とは何ですか？
- ・ 亜硝酸塩とは何ですか？

- ・ 高濃度の硝酸を含む食品はどんなものですか？
- ・ どんな要因が食品の硝酸塩に影響を与えるのですか？
- ・ 高濃度の亜硝酸を含む食品はどんなものですか？
- ・ どのような不衛生が硝酸塩の含有に影響があるのですか？
- ・ なぜ硝酸を含んだ塩を食品に使用するのですか？
- ・ 食品中の硝酸塩及び亜硝酸塩には健康リスクはありますか？
- ・ どんな健康問題も考慮しなくてもいい摂取できる亜硝酸量はどのくらいですか？
- ・ 植物由来食品の亜硝酸塩類の最大量を規制している法律はありますか？
- ・ 食品中の硝酸塩及び亜硝酸塩の減少に向けた対策はどんなものですか？
- ・ 硝酸及びその代謝物（硝酸、一酸化窒素などの反応性窒素化合物）は人の健康に影響がありますか？
- ・ BfR は EC によるレタスの最大硝酸濃度 4,500–5,000 mg/kg（冬及びカバーの下で成長）から新基準 6,000 mg/kg（夏）、7,000 mg/kg（冬）への引き上げをどのように考えますか？
- ・ 食品中の硝酸濃度の消費者への注意喚起はどんな勧告ですか？
- ・ 硝酸塩及び亜硝酸塩の赤ちゃんや乳児用食品の特別なリスクはありますか？

(伊藤澄夫)

[【食科協からのお知らせ】](#)

NPO 法人食科協 10 周年記念誌の一部修正とお詫びについて

創立 10 周年記念誌の創立メンバーの皆様に対する感謝の気持ちを述べる文章において、修正に関して会員の方から指摘がありました。

つきましては、ご指摘に基づき 21、22 ページの一部を次のように修正いたしますので、よろしくお願ひします。なお、今後配布する記念誌につきましては、修正いたします。

ご指摘につきまして、この紙面を通じて重ねて御礼申し上げます。

記

21 ページ最下部の「平成 25 年 6 月 20 日 食科協創立 10 周年記念にあたり 理事長 関澤 純他役職員一同より」という部分を 22 ページの創立メンバー氏名一覧の下に移します。

以上

(大神(東島)弘明)

会員の皆様へ

NPO 法人食科協では、皆様のご意見、ご感想、ご投稿をお待ちしております。
お気軽に 8.shokkakyoccfhs.or.jp までご連絡下さい。

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。